

介護保険事業特別会計  
(介護保険事業勘定)



# 令和元年度小郡市介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定） 決算に係る主要施策報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第5項の規定により、令和元年度小郡市介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）決算に係る主要施策の成果を次のとおり報告する。

令和2年8月27日

小郡市長 加地良光

令和元年度小郡市介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）決算に係る主要施策を報告するにあたり、その概要を説明します。

我が国では急速な高齢化とともに、介護給付費は急増しており、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（令和7年）更には日本の高齢者人口（65歳以上）がピークになると予想される2040年（令和22年）に向けて国は在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進など、要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる社会を目指し、地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組んでいます。

本市においても、令和2年3月末時点の高齢化率は27.4%、介護認定率は16.5%と、いずれも増加傾向にあります。なお、要介護（要支援）認定者数は2,761人、受給者数は2,136人で、受給率は77.4%となっています。

今後も高齢化は進行し、介護保険事業に係る負担は、更に増大する事が予想され、引き続き予断を許さない状況です。

増大する給付費に対する抑止策として、介護保険サービスが適正に利用されているかのチェックを行う介護給付費適正化事業や、介護予防事業の実施、総合事業の充実、生活支援体制の整備、在宅医療・介護連携等に取り組んでいるところです。

権利擁護・虐待防止、新たなサービス体制の構築等、課題も山積していますが、体制の充実等を図り問題の解決解消に努めます。

今後も、介護保険サービスのニーズを的確に把握し、国の指針を勘案しながら、サービスの量・質を確保するとともに、住民負担等とのバランスを図りながら介護保険事業の運営に努めます。

令和元年度 歳入歳出決算額は下記のとおりです。

歳入決算額	4,287,124千円
歳出決算額	4,217,193千円
歳入歳出差引額	69,931千円
実質収支額	69,931千円

歳入総額は、4,287,124千円で、主なものは支払基金交付金が1,077,497千円で総額の25.2%、保険料が977,109千円で22.8%、国庫支出金が921,599千円で21.5%、繰入金が639,551千円で14.9%、県支出金が635,456千円で14.8%、繰越金が35,123千円で0.8%等となっております。

歳出総額は、4,217,193千円で、内容は保険給付費が3,798,285千円で総額の90.1%、地域支援事業費が240,795千円で5.7%、総務費が85,774千円で2.0%、基金積立金が60,000千円で1.4%、諸支出金が32,339千円で0.8%となっております。

## 1 歳入歳出決算の状況

(歳入)			(歳出)			(単位:千円、%)		
科目	決算額	構成比	科目	決算額	構成比			
1 保険料	977,109	22.8	1 総務費	85,774	2.0			
2 使用料及び手数料	485	0.0	2 保険給付費	3,798,285	90.1			
3 国庫支出金	921,599	21.5	3 財政安定化基金拠出金	0	0.0			
4 支払基金交付金	1,077,497	25.2	4 基金積立金	60,000	1.4			
5 県支出金	635,456	14.8	5 諸支出金	32,339	0.8			
6 財産収入	2	0.0	6 地域支援事業費	240,795	5.7			
7 繰入金	639,551	14.9	7 予備費	0	0.0			
8 繰越金	35,123	0.8						
9 諸収入	302	0.0						
歳入合計	4,287,124	100.0	歳出合計	4,217,193	100.0			

## 2 高齢者人口の推移

(単位:人、%)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	59,151	59,257	59,368	59,527	59,578
65歳以上	15,085	15,467	15,721	16,063	16,316
高齢化率	25.5	26.1	26.5	27.0	27.4

※ 住民基本台帳登録者数(各年4月1日現在)

## 3 認定者数及び受給状況

(単位:P=ポイント)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		前年比		前年比		前年比
認定者数(1号被保険者)	2,471人	101.8%	2,594人	105.0%	2,700人	104.1%
認定率(対65歳以上)	15.7%	0P	16.1%	+0.4P	16.5%	+0.4P
認定者数(2号被保険者)	55人	84.6%	54人	98.2%	61人	113.0%
認定者総数	2,526人	101.4%	2,648人	104.8%	2,761人	104.3%
受給(利用)実人数	2,036人	92.1%	2,080人	102.2%	2,136人	102.7%
受給率	80.6%	-8.1P	78.5%	-2.1P	77.4%	-1.1P

※国保連介護保険事業状況報告より(各年度3月分)

## 4 介護保険料の収納状況

(平成30年度)

(単位:円)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	還付未済額	滞納繰越額
現年	982,167,562	976,324,222	0	5,843,340	99.4%	432,540	6,275,880
過年	18,558,688	2,750,526	4,259,670	11,548,492	14.8%	0	11,548,492
合計	1,000,726,250	979,074,748	4,259,670	17,391,832	97.8%	432,540	17,824,372

(令和元年度)

(単位:円)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	還付未済額	滞納繰越額
現年	978,964,658	974,308,058	0	4,656,600	99.5%	847,070	5,503,670
過年	17,818,762	2,801,254	4,621,120	10,396,388	15.7%	21,650	10,418,038
合計	996,783,420	977,109,312	4,621,120	15,052,988	98.0%	868,720	15,921,708

1 款 総務費 3 項 介護認定審査会費

(単位：千円)

介護認定審査会費																											
総 額	財 源 内 訳																										
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源																					
8,749				8,749																							
<p>【施策の目的】 要介護(支援)認定申請者に対し要介護(支援)認定を行うために介護認定審査会を設置する。</p> <p>【施策の実施】 ・年間2,135件を審査し、98回の認定審査会を開催した。 ・訪問調査の調査結果と主治医の意見書をもとに最終的な認定審査を行った。 ・週2回(火・木)または週3回(火・水・木)2時間ずつ実施。</p> <p>【施策額の内訳】 (単位:千円)</p> <table border="0"> <tr> <td>・ 審査員報酬</td> <td>6,648</td> <td>審査会・研修出席の報酬</td> </tr> <tr> <td>・ 認定システム保守点検委託料</td> <td>1,063</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 認定システムリース料</td> <td>958</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ その他事務費</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>8,749</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>【施策の評価】 認定審査会を行う審査員に対して、外部研修等への派遣を行った。 その結果、審査会の質の維持・向上に努めることができた。</p> <table border="0"> <tr> <td>・ 研修会(内部)</td> <td>4回</td> <td>93名</td> </tr> <tr> <td>・ 研修会(県主催)</td> <td>1回</td> <td>15名</td> </tr> </table>							・ 審査員報酬	6,648	審査会・研修出席の報酬	・ 認定システム保守点検委託料	1,063		・ 認定システムリース料	958		・ その他事務費	80			<u>8,749</u>		・ 研修会(内部)	4回	93名	・ 研修会(県主催)	1回	15名
・ 審査員報酬	6,648	審査会・研修出席の報酬																									
・ 認定システム保守点検委託料	1,063																										
・ 認定システムリース料	958																										
・ その他事務費	80																										
	<u>8,749</u>																										
・ 研修会(内部)	4回	93名																									
・ 研修会(県主催)	1回	15名																									
認定調査等費																											
総 額	財 源 内 訳																										
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源																					
31,355				31,355																							
<p>【施策の目的】 介護保険法により、介護認定申請者に対し、国で定められた項目に沿って認定調査を実施する。</p> <p>【施策の実施】 年間2,256件の介護認定申請(新規・更新含む)に対し、訪問調査員が自宅または入所施設に出向き2,140件の調査を実施。 調査員1人あたり、2~3件/日程度の調査実施を目標としている。 週4日の非常勤嘱託職員7名と臨時職員1名が従事。 調査が後の認定審査に影響するため、公正かつ公平な調査が求められている。</p> <p>【施策額の内訳】 (単位:千円)</p> <table border="0"> <tr> <td>・ 調査員報酬等</td> <td>19,578</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>・ 主治医意見書手数料</td> <td>10,329</td> <td>申請時点での必要書類(作成手数料)</td> </tr> <tr> <td>・ 賃金</td> <td>872</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ その他事務費</td> <td>576</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>31,355</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>【施策の評価】 介護認定は申請から決定通知送達まで、30日以内という期間が定められている。 令和元年における本市の申請から決定通知到達までの平均日数は25.7日であった。 先方との訪問調査の日程調整等の理由により、遅延するケースも含めて30日以内に結果を出している割合は73.1%と他市と比べて良好である。 今後も、効率化を考慮しながら、市民ニーズに応える調査の実現に努める。</p>							・ 調査員報酬等	19,578	7名	・ 主治医意見書手数料	10,329	申請時点での必要書類(作成手数料)	・ 賃金	872		・ その他事務費	576			<u>31,355</u>							
・ 調査員報酬等	19,578	7名																									
・ 主治医意見書手数料	10,329	申請時点での必要書類(作成手数料)																									
・ 賃金	872																										
・ その他事務費	576																										
	<u>31,355</u>																										

## 2 款 保険給付費

(単位：千円)

### 介護保険給付費（2 款全体）

総 額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
3,798,285	841,056	548,452	1,025,537	474,786	1	908,453

#### 【施策の目的】

介護認定者に対し、介護(予防)給付サービスを提供することにより、高齢者本人およびその介護者が安心して生活できる社会の実現に寄与する。

#### 【施策の実施】

各種サービスは、利用者それぞれが契約したケアマネジャーの作成するケアプランに基づき提供される。  
本市の要介護(要支援)認定者は3月末現在で 2,761名、うち、実際にサービスを受給している人の割合は 77.4%である。

#### 【施策額の内訳】

(単位:件、千円)

	平成30年度			令和元年度		
	件数	給付費	前年比	件数	給付費	前年比
1 居宅介護サービス給付費	18,621	1,046,926	105.9%	19,928	1,123,608	107.3%
2 地域密着型介護サービス給付費	4,232	791,696	104.4%	4,273	827,531	104.5%
3 施設介護サービス費	5,187	1,230,188	99.9%	5,025	1,234,185	100.3%
4 居宅介護福祉用具購入費等	5,912	71,150	108.6%	6,126	74,043	104.1%
5 居宅介護住宅改修費	78	7,575	145.5%	107	9,985	131.8%
6 居宅介護サービス計画給付費	8,648	123,851	112.0%	9,044	132,152	106.7%
7 居宅予防(支援)サービス給付費	3,431	101,202	59.9%	3,723	113,779	112.4%
8 地域密着型介護予防サービス給付費	205	14,912	116.1%	209	15,799	106.0%
9 介護予防(居宅支援)福祉用具購入費等	3,234	17,625	95.4%	3,573	20,977	119.0%
10 介護予防(居宅支援)住宅改修費	123	12,006	101.7%	131	11,820	98.4%
11 介護予防(居宅支援)サービス計画給付費	4,838	21,196	72.8%	5,194	22,849	107.8%
12 高額介護(予防含む)サービス費	6,981	82,919	102.5%	7,360	93,823	113.2%
13 高額医療合算介護サービス費	418	11,135	100.9%	486	16,126	144.8%
14 特定入所者介護サービス費	3,172	96,063	102.6%	3,253	99,226	103.3%
15 審査支払手数料	53,090	2,237	97.9%	56,140	2,382	106.5%
合 計	118,170	3,630,681	101.2%	124,572	3,798,285	104.6%

#### 【施策の評価】

認定者数の増加に伴い、介護給付費は増大している。  
高齢者が健康な生活をなるべく長く営めるよう、介護予防の事業を推進し、給付費適正化についても取り組んでいく。

4款 基金積立金 1項 基金積立金

(単位：千円)

介護給付費準備基金積立金																		
総額	財源内訳																	
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源												
60,000		1,572	7,274		2	51,152												
<p>【施策の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の保険料は、3年間の計画期間内の介護サービス等にかかる費用見込額により決定される。</li> <li>・初年度は黒字、中間年度は同額、最終年度は赤字となる想定で事業計画が立てられている。</li> <li>・保険料余剰分及び預金利息は、後年のために基金に積み立てる。</li> </ul> <p>【施策額の内訳】 (単位：千円)</p> <table border="1"> <tr><td>・預金利息</td><td>2</td></tr> <tr><td>・県(追加交付)</td><td>1,572</td></tr> <tr><td>・支払基金(追加交付)</td><td>7,274</td></tr> <tr><td>・繰越金残額</td><td>2,827</td></tr> <tr><td>・保険料余剰金</td><td>48,325</td></tr> <tr><td></td><td>60,000</td></tr> </table> <p>【施策の評価】</p> <p>本年度の積立が実施されたことにより、令和元年度末基金残高は、608,727,069円となる。          今後も給付費の増加や保険料額の上昇が予想されることから、基金を保有することで安定した介護保険事業を運営することができる。</p>							・預金利息	2	・県(追加交付)	1,572	・支払基金(追加交付)	7,274	・繰越金残額	2,827	・保険料余剰金	48,325		60,000
・預金利息	2																	
・県(追加交付)	1,572																	
・支払基金(追加交付)	7,274																	
・繰越金残額	2,827																	
・保険料余剰金	48,325																	
	60,000																	

5款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

償還金（国庫負担金補助金等）																														
総額	財源内訳																													
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源																								
32,296						32,296																								
<p>【施策の目的】</p> <p>平成30年度中に既に交付を受け、実績で国費等からの過払いが生じたため、令和元年度において精算を行うもの。</p> <p>【施策額の内訳】 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(既収入額)</th> <th>(実際の負担額)</th> <th>(返還額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・(国)介護給付負担金</td> <td>670,233</td> <td>652,340</td> <td>17,893</td> </tr> <tr> <td>・(国)地域支援事業負担金</td> <td>67,989</td> <td>61,800</td> <td>6,189</td> </tr> <tr> <td>・(県)地域支援事業負担金</td> <td>35,061</td> <td>31,532</td> <td>3,529</td> </tr> <tr> <td>・(支払基金)地域支援事業負担金</td> <td>47,063</td> <td>42,378</td> <td>4,685</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>32,296</td> </tr> </tbody> </table>								(既収入額)	(実際の負担額)	(返還額)	・(国)介護給付負担金	670,233	652,340	17,893	・(国)地域支援事業負担金	67,989	61,800	6,189	・(県)地域支援事業負担金	35,061	31,532	3,529	・(支払基金)地域支援事業負担金	47,063	42,378	4,685				32,296
	(既収入額)	(実際の負担額)	(返還額)																											
・(国)介護給付負担金	670,233	652,340	17,893																											
・(国)地域支援事業負担金	67,989	61,800	6,189																											
・(県)地域支援事業負担金	35,061	31,532	3,529																											
・(支払基金)地域支援事業負担金	47,063	42,378	4,685																											
			32,296																											

6款 地域支援事業費 1項 介護予防・日常生活支援総合事業費 (単位：千円)

介護予防・生活支援サービス事業

総 額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
148,920	37,230	18,615	40,209	18,615		34,251

【施策の目的】

要支援・要介護に陥るリスクの高い高齢者を対象に施策を行い、要支援・要介護状態への悪化を防止することを目的とする。

【施策の実施】

- 対象者
  - ・65歳以上の高齢者で基本チェックリストにおいて、国の事業対象者基準に該当する者
  - ・介護保険で要支援の認定を受けた者
- 委託事業者
  - ・あすてらすヘルスプロモーション
  - ・市内介護サービス事業所 等
- 開催場所
  - 小郡市総合保健福祉センター(あすてらす)等

【施策額の内訳】

(単位:千円)

事業名	実施回数	参加者	支払額
運動器機能向上教室	29回	85人	2,834
介護予防・生活支援サービス(訪問型・通所型サービス)費			129,504
介護予防ケアマネジメント費			16,582
合 計			148,920

【施策の評価】

運動器機能向上教室を実施することで、下肢筋力が低下している参加者が運動の効果を実感し、運動を継続することへの意識付けができた。

令和2年度からは教室の効果をより把握できるように実施方法の見直しなど改善を図っていく。

平成29年度から従来の介護予防給付における介護予防訪問介護、介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行したが、それまでサービスを受けていた方がサービスを受けられなくなることがないよう、同様のサービスを実施し利用者のニーズに応えている。

一般介護予防事業

総 額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
6,333	1,583	792	1,710	792		1,456

【施策の目的】

活動的な状態にある高齢者が生きがいをもって活動的に暮らすことを地域全体で支援し、生活機能の維持・向上を図ることを目的とする。

【施策の実施】

- 対象者
  - 65歳以上の高齢者
- 委託事業者
  - ・あすてらすヘルスプロモーション
  - ・ブリヂストンアリーナ
  - ・フカノ楽器
  - ・小郡市老人クラブ連合会 等
- 開催場所
  - 小郡市総合保健福祉センター(あすてらす)等



## 【施策額の内訳】

(単位:千円)

事業名	実施回数	参加者	支払額
介護予防把握事業			2,033
介護予防講演会	1回	129人	347
高齢受給者証交付時運動指導	11回	163人	258
サロン推進員養成講座	10回	26人	324
フレイル予防教室	25回	88人	1,277
音楽サロン教室	29回	93人	1,176
高齢者運動会	1回	690人	257
地域介護予防活動支援事業			600
その他事務費			61
合計			6,333

## 【施策の評価】

一般介護予防事業の内容を見直し、市民ニーズを捉えることで、参加者増に繋がっている教室もあり、介護予防活動の普及、啓発を図ることで、介護予防につながっている。

## 6款 地域支援事業費 2項 包括的支援事業・任意事業費

(単位:千円)

## 包括的支援事業

総額	財源内訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
55,397	11,925	7,052		29,296		7,124

## 【施策の目的】

地域包括支援センターの運営管理を円滑に行うことを目的とする。

## 【施策の実施】

総合相談事業	362件
権利擁護事業	31件
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	47件
合計	440件

## 【施策額の内訳】

(単位:千円)

地域包括支援センター運営費	50,852
施設整備等事業費補助金	1,090
権利擁護事業	265
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	240
家族介護支援事業	149
認知症総合支援事業	2,801
合計	55,397

## 【施策の評価】

高齢者を継続的かつ包括的に支援するため、総合相談・権利擁護事業等を行い、必要なサービスにつなぎ、高齢者の在宅での安心した生活を支える役割を果たしている。

一方でケアマネジャーが担う一人当たりのケアプラン数も増えており、地域包括支援センターの増設・継投が課題。

## 高齢者食改善事業（配食サービス）

総 額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
4,556	1,754	877		877		1,048

### 【施策の目的】

一人暮らし高齢者その他の要援護高齢者に対して、定期的に配食サービスを提供することにより、生活の基本である食の確保を図るとともに、高齢者の社会との隔絶による孤立感をいやし、高齢者の事故を防止し、もって高齢者の福祉に寄与する。

### 【施策の実施】

- 利用対象者  
65歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の高齢者で、配食が必要な方
- サービスの内容

	利用者負担	市負担
1日1食（夕食）	非課税世帯	420円 / 325円／329円
	課税世帯	550円 / 195円／199円

### 【施策額の内容】

（単位：千円）

	利用者数	配食数	支払単価	支払額
非課税世帯	59人	10,171食	325円／329円	3,325
課税世帯	37人	6,250食	195円／199円	1,231
計	96人	16,421食		4,556

※支払単価は消費税増税のため、上半期と下半期で異なる

### 【施策の評価】

バランスのとれた食事を提供することで、食生活の向上に寄与することができた。また、配達に関しては高齢者の安否確認も兼ねており、必要に応じて家族等に連絡を取ることができた。

## 在宅介護用品給付事業

総 額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
7,619	2,934	1,467		1,467		1,751

### 【施策の目的】

在宅で寝たきり高齢者等を介護する世帯に対し、介護用品の給付サービスを提供することにより、在宅介護を支援し、寝たきり高齢者等の生活の質の向上とその家族の経済的負担の軽減を図る。

### 【施策の実施】

在宅の65歳以上の寝たきり及び認知症の高齢者や、それに準じる状態の高齢者を在宅介護している家族を対象に、紙おむつ等を月額基準を定め支給するもの。

### 【施策額の内容】

（単位：千円）

	実人数	延べ月数	支払単価	支払額
世帯全員非課税	114人	1,108月	5,000円	5,540
本人非課税・世帯内課税	73人	693月	3,000円	2,079
合 計	187人	1,801月		7,619

### 【施策の評価】

在宅で介護している家族の負担軽減を図ることで、在宅介護を支援することができた。本事業は、国、県の交付金対象事業となっているが、国、県の補助要綱の見直し等もあり、令和2年度からは対象者を世帯全員非課税の方に見直す。

## 介護給付適正化事業

総 額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
4,470	1,721	860		860		1,029

### 【施策の目的】

事業所等に対し給付実績等をもとに調査や資料提供を求め、利用者に対する適正かつ最良なサービスが供給されているかを検証するもの。  
また、事業所の不正請求や過誤請求等を正し、より適正に介護給付事業を運営するもの。

### 【施策の内容】

・介護給付ケアプランチェック	49 件
・介護支援専門員基本研修会	1 回
・介護給付通知の発行(1回/年)	1 回
・介護認定調査の平準化(同行調査)	9 件
・介護認定調査の内容確認(調査票チェック)	2,140 件
・住宅改修事業工事内容確認(着工前・完成後確認)	12 件
・医療データとの突合	189 件
・縦覧点検	368 件

上記内容を実施するため、主に嘱託職員1名が従事している。

### 【施策額の内訳】

(単位:千円)

・人件費	4,180
・賃金	40
・その他事務費	250
	<u>4,470</u>

### 【施策の評価】

医療データとの突合や縦覧点検の一部は国保連へ委託することで、居宅での介護サービスなどの過誤請求について、適正な介護給付費の請求の実現を図ることができた。  
引き続き、事業者への集団指導や個別点検、研修等を実施することで、サービス提供体制の向上に努める。

## 在宅医療・介護連携推進事業

総 額	財 源 内 訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
7,029	2,706	1,353		1,353		1,617

### 【施策の目的】

在宅医療・介護連携センターと地域包括支援センターが連携し、相談窓口となり、介護従事者に医療情報を、また、医療従事者に介護情報を提供するなど、在宅医療・介護連携の円滑化を目的とする。

### 【施策の実施】

一般社団法人小郡三井医師会に4者契約(小郡市・久留米市・大刀洗町・小郡三井医師会)で委託。

小郡市、大刀洗町、久留米市北野町エリアに「在宅医療・介護連携センター」を立ち上げ、平成30年度から平日9時～16時で連携センター専門職を配置している。

運営会議、検討会議、研修会、出前講座等を実施している。

「人生会議」ACP(アドバンス・ケア・プランニング)についても周知・啓発を進めていく。

### 【施策額の内容】

センター運営委託料 7,029千円(小郡市負担分)

### 【施策の評価】

地域包括ケアシステム構築において、重要な役割を果たす「人生会議(ACP)」の周知・啓発も一つの柱としているが、令和元年度は大刀洗町での出前講座が20箇所以上で開催されたため、令和2年度は小郡市でも出前講座を積極的に実施していく。

